

28環機放第12号
平成28年5月12日

関係各部局長
放射線取扱主任者 殿
エックス線作業主任者

環境安全保健機構
放射線管理部門長
放射性同位元素総合センター長
長谷 あきら
放射線障害予防小委員会委員長
高木 郁二

平成28年度 再教育訓練の実施について（通知）

京都大学における放射線障害の防止に関する規程第15条に基づく放射性同位元素等取扱者及びエックス線装置取扱者のための本年度の再教育訓練を、各部署において下記により実施願います。

記

1. 実施期間及び方法

再教育訓練は、原則として平成28年6月中旬頃から8月中旬までの間に2時間程度実施して下さい。

エックス線装置取扱者については、エックス線装置及びその使用方法に特徴があると考えられますので、教室単位で実施されることを各部署で決められても構いません。また放射性同位元素等取扱者とエックス線装置取扱者を合同で訓練してもよいことを申し添えます。

2. 放射性同位元素総合センターが実施する再教育訓練について

放射性同位元素総合センターの再教育訓練は5月27日(金)に実施予定です。（ただし対象者は教育訓練担当者に限ります。）同センターが再教育訓練用に製作した資料（内容は別紙）を使用希望される場合は同センターへお問い合わせ下さい。

3. 講師の派遣依頼について

放射性同位元素総合センターでは、再教育訓練の講師を派遣しております。ご希望の部局は下記 Mail までご依頼いただき開催日時等をご連絡ください。

4. 実施報告及び結果報告

実施予定日及び方法等を、別紙様式1により5月23日(月)までに放射性同位元素総合センター放射線安全管理室あてに報告して下さい。数部局合同で実施される場合は、世話部局が報告して下さい。

また、実施結果は、別紙様式2により、9月1日(木)までに同センター放射線安全管理室へ提出して下さい。

5. 実施結果の記録について

別紙様式2及び修了者名簿を教育訓練の帳簿に綴り、そのデータをファイルにパスワードをかけていただき、Kumailストレージにて下記メールまでお送りください。

6. その他

都合により所属部局が実施する放射性同位元素等取扱者のための再教育訓練を受けることができず、他部局が実施する再教育訓練を受ける場合、所属部局の主任者は、別紙様式3により、予め実施部局の主任者の承認を得ておいて下さい。

その際、実施部局の主任者は、受講者の出欠について所属部局の主任者に対しお知らせ下さるようよろしくお取り計らい願います。

なお、エックス線装置取扱者はなるべく所属部局の再教育訓練を受けて下さい。

おって、再教育訓練実施部局一覧を送付します。

問合せ先：放射性同位元素総合センター 放射線安全管理室 小林まで TEL:753-7530 FAX:753-7540 Mail : rix@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
--

放射性同位元素総合センター再教育訓練

(対象者は教育訓練担当者)

開催日時： 平成28年5月27日(金) 14時00分～

内 容： ～安全文化の醸成～ 【人体影響・法令】
～災害と危機管理～ 【予防規程・安全取扱】
～RI 廃棄物の現状について～ 【安全取扱】